

【取組状況と課題】

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①情報伝達、避難計画等に関する事項

Table with 11 columns: 項目, 取組状況と課題, 青森市, 平内町, 今別町, 外ヶ浜町, 蓮田村, 野辺地町, 横浜町, 気象台, 青森県(防災危機管理課), 青森県(河川砂防課). Rows include: 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング, 避難勧告等の発令基準, 避難場所・避難経路, 住民等への情報伝達の体制や方法, 避難誘導体制.

②水防に関する事項

Table with 11 columns: 項目, 取組状況と課題, 青森市, 平内町, 今別町, 外ヶ浜町, 蓮田村, 野辺地町, 横浜町, 気象台, 青森県(防災危機管理課), 青森県(河川砂防課). Rows include: 河川水位等に係る情報提供, 河川の監視区間, 水防資機材の整備状況, 水防資機材の運用.

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

Table with 11 columns: 項目, 取組状況と課題, 青森市, 平内町, 今別町, 外ヶ浜町, 蓮田村, 野辺地町, 横浜町, 気象台, 青森県(防災危機管理課), 青森県(河川砂防課). Rows include: 排水施設、排水資機材の操作・運用.

# 【取組状況】

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村	野辺地町	横浜町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング										・河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 ②河川(埴川、駒込川) ・河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 10河川(沖館川、西滝川ほか)	
避難勧告等の発令基準	○対象河川は、埴川、駒込川、沖館川、西滝川、新城川、天田内川、野内川とする。 ○発令は、(1)～(3)の基準を参考に、今後の気象予報や河川監視等からの情報を含めて総合的に判断する。  (1)避難準備情報 ・各水位観測所の水位が「はん蓋注意水位」に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ・当市に洪水警報が発表された場合 ・ダム情報等により、著しい水位の上昇の可能性が高まったとき (2)避難勧告 ・各水位観測所の水位が「避難判断水位」に達し(「はん蓋警戒情報」が発表され)、さらに水位の上昇が予想される場合 ・河川管理施設の異常(漏水等破壊につながる恐れのある被災等)を確認した場合 ・ダム情報等により、異常洪水時の操作に関する通知(サーチャージ水位を超えるおそれが高い場合) ・堤防における異常な漏水の進行や、亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき (3)避難指示 ・各水位観測所の水位が「はん蓋危険水位」に到達した場合 ・堤防の決壊・水があふれるのを確認した場合 ・河川管理施設の大規模異常(堤体本体の亀裂、大規模漏水等)を確認した場合 ・ダムによる計画規模を超える異常洪水時の操作に関する通知があったとき  ※太字の基準は、沖館川、西滝川、新城川、天田内川、野内川に適用しない	(1)避難準備情報・高齢者等避難開始 ・小湊川の浅小・内童子水位観測所および清水川の清水川水位観測所(以下、「観測所」とする。)の水位が避難判断水位に到達した場合 ・観測所の水位が、はん蓋注意水位を超え、なお水位の上昇が予想される場合 ・堤防において漏水や浸食等が発見された場合 (2)避難勧告 ・観測所の水位がはん蓋危険水位を超えた場合 ・観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、なお水位の上昇が予想される場合 ・異常な漏水等が発見された場合 (3)避難指示(緊急) ・観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、今後更に水位の上昇が見込まれる場合、または堤防高に到達するおそれが高い場合 ・堤防における異常な漏水の進行や、亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・堤防の決壊や越流が発生した場合	(1)避難準備情報 ・今別川水位観測所(大川平)の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合。 (2)避難勧告 ・水位観測所(大川平)の水位が避難判断水位に達した場合。 (3)避難指示 ・水位観測所(大川平)の水位が氾濫危険水位に達した場合。	【蟹田川】 (1)避難準備情報 ①はん蓋注意水位(2.0m)に到達し、1時間後には、避難判断水位(2.5m)を超えると予想され、なお、水位の上昇が見込まれる。 (2)避難勧告 ①避難判断水位(2.5m)に到達し、1時間後には、はん蓋危険水位(3.2m)に到達すると予想される。 (3)避難指示 ①はん蓋危険水位(3.2m)に到達する。 ②堤防が決壊するおそれがある。(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)  【増川川】 (1)避難準備情報 ①はん蓋注意水位(1.4m)に到達し、1時間後には、堤防水位(2.1 m)を超えると予想され、なお、水位の上昇が見込まれる。 (2)避難勧告 ①堤防水位(2.1m)に到達し、1時間後には、はん蓋の危険がある水位(2.2m)に到達すると予想される。 ②河川はん蓋のおそれがある。 (3)避難指示 ①はん蓋の危険がある水位(2.2m)に到達する。 ②堤防が決壊するおそれがある。(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)	(1)避難準備情報 ・大雨警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 (2)避難勧告 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 (3)避難指示 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を突破して超過した場合	(1)避難準備情報 ・野辺地川中屋敷水位観測所、枇杷野川観音林脇水位観測所の水位が避難判断水位(1.90m、1.60m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・当町に洪水警報が発表された場合 (2)避難勧告 ・大雨警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 (3)避難指示 ・野辺地川中屋敷水位観測所、枇杷野川観音林脇水位観測所の水位が氾濫危険水位(2.30m、1.90m)に達した場合 ・河川管理施設の異常(漏水等破壊につながる恐れのある被災等)を確認した場合 (3)避難指示 ・野辺地川中屋敷水位観測所、枇杷野川観音林脇水位観測所の水位が氾濫危険水位(2.30m、1.90m)を超えた場合 ・破壊を確認した場合 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認した場合	(1)避難準備情報 ・松木川松木観測所の水位が氾濫注意水位[2.40m]に到達し、1時間後には、避難判断水位[2.70m]を超えると予想され、なお水位の上昇が見込まれる。 (2)避難勧告 ・避難判断水位[2.70m]に到達し、1時間後には、氾濫危険水位[3.50m]に到達すると予想される。 ・河川氾濫のおそれがある。 (3)避難指示 ・氾濫危険水位[3.50m]に到達する。 ・堤防が決壊するおそれがある。(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)				
避難場所・避難経路	・市ホームページ、ハザードマップポータルサイトにより、洪水ハザードマップ等を公表し、浸水想定区域が含まれる世帯へ配付。	・平内町ホームページにより、洪水ハザードマップ等を公表している。 ・ハザードマップを全世帯へ配布。	・ハザードマップを全世帯へ配布。	・ハザードマップポータルサイトにより洪水ハザードマップを公表。 ・防災マップを全世帯へ配布。	・ハザードマップを全世帯へ配布。	・洪水ハザードマップや防災ガイドマップを作成し、浸水想定区域図を公表している。また、浸水想定区域には、想定浸水深シートを掲示している。 ・洪水ハザードマップや防災ガイドマップを全世帯へ配布。			・市町村の指定避難所・指定緊急避難場所の指定に対する指導・助言	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 ・12河川(埴川、駒込川ほか)において、今後5年間を目標に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成公表。	
住民等への情報伝達の体制や方法	・青森県河川砂防情報提供システムの河川水位情報において情報を入力できることを市ホームページと洪水ハザードマップで周知。	・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・HP・広報車・消防団車両による広報活動や、報道機関を通して実施。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区住民への情報周知を図る。	・避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・広報車・消防団・町HP・電話・アラート等で住民へ情報周知を図る。	・避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・広報車等による広報活動や、報道機関を通して情報提供。 ・自治会または自主防災組織の代表者から、避難対象地区住民への情報を把握する。	・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・HP・広報車・消防団車両による広報活動や、報道機関を通して実施。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区住民への情報周知を図る。	・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・緊急速報メール・HP・広報車・消防団車両による広報活動や、アラートとなど報道機関を通して実施。 ・洪水ハザードマップや防災ガイドマップを全世帯へ配布。	・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・HP・広報車・消防団車両による広報活動や、報道機関を通して実施。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区住民への情報周知を図る。	新しい気象情報は、気象庁HP等で住民に直接提供している。	・アラートによる避難勧告等情報、避難所開設情報の周知	・水位情報、河川監視カメラ映像の情報をリアルタイムで公開 ・洪水お知らせメールにより水位などの情報発信	
避難誘導體制	・誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。 ・避難誘導員は、市職員、消防団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。 ・避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法(引き連れ法)、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法(指差し法)のいずれか、あるいは併用により実施する。	・職員、警察、消防、自主防災組織等の連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 ・職員、警察、消防、自主防災組織等と連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	・職員、警察、消防、自主防災組織等と連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	・職員、警察、消防、自治会等と連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	・職員、警察、消防、自主防災組織等の連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 ・要配慮者利用施設の避難計画作成をサポート。	・職員、警察、消防、消防団及び自主防災組織と連携し、危険な地域から避難所等へ誘導に努める。 ・要配慮者利用施設の避難計画作成をサポート。	・職員、警察、消防、自主防災組織等の連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 ・要配慮者利用施設の避難計画作成をサポート。 ・要配慮者利用施設と共同で避難訓練を実施。	住民への防災知識の普及啓発の為に、気象庁WS(大雨)や防災紙芝居等の教材を用意している。			

② 水防に関する事項

項目	青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村	野辺地町	横浜町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
河川水位等に係る情報提供	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。 ・消防団事務局が水位超過ごとに、電話連絡、メール等で、消防団に連絡する。	・目視及び観測サイトによる情報収集。 ・消防団事務局が水位超過ごとに、電話連絡する。	・目視による確認、観測サイトにてリアルタイムで情報収集。 ・消防団事務局職員から水位超過時に消防団へ連絡。	・目視による確認や情報収集。 ・消防団事務局職員より直接消防団へ連絡。 ・消防団事務局職員が、各水位超過ごとに、電話連絡、メール等で、消防団に連絡する。	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。 ・消防団事務局職員が、各水位超過ごとに、電話連絡、メール等で、消防団に連絡する。	・目視による確認。 ・団事務局による直接連絡。			・河川管理者が基準水位観測所の水位により水防警報を発表。
河川の巡視区間	・巡視区間は定めていないが、過去の被災箇所を重点的に巡視。 ・職員・消防団が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施。	・各水防団の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。 ・職員・水防団が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施している。	・職員、消防団が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施。	・各消防団の受け持ち地域について、出動指令を受けて巡視を実施。 ・職員、消防団が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施	・各消防団の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。 ・職員、消防団が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施している。	・各水防団の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。 ・職員、水防団が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施している。	・各団の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。			・重要水防箇所を公表し重点的に巡視。 ・出水時には、河川管理施設を点検するための河川巡視を実施。
水防資機材の整備状況	・高田水防倉庫 土のう1,000袋等。	・旧東葉小、旧浅所小倉庫および消防署に水防資機材をストック 土のう約600袋 ブルーシート等	・土納袋100枚、排水ポンプ13台	・町役場倉庫へ水防資機材(土のう等)を備蓄。	・防災倉庫に水防資機材をストック 土のう200袋、可搬式ポンプ8台 等	・防災倉庫、消防団車庫に水防資機材をストック 土のう袋、排水ポンプ等	各団へ救命胴衣を整備している。			・各地域整備部毎等に水防資機材を備蓄。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	・町庁舎は、浸水が想定される区域の対象ではない。 ・公立野辺地病院も浸水区域ではないが、近隣を野辺地川が流れているため、関係機関から情報収集し、マニュアルに基づき対応する。				

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村	野辺地町	横浜町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水施設の配備なし。 ・排水資機材の操作・運用については、民間業者等に委託して排水作業を実施。	・民間業者等へ依頼し排水作業を実施。 ・消防署、消防団の水中ポンプを活用した排水作業を実施。	・消防団の消防ポンプを使用した排水作業を実施。	・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。 ・町内民間業者へ依頼し、排水作業を実施。	・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。	・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。	・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。			・排水施設の配備なし。 ・管理委託業者へ依頼し排水作業を実施。

【課題】

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村	野辺地町	横浜町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング										・河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 2河川(堤川、駒込川) ・河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 10河川(沖館川、西滝川ほか)
避難勧告等の発令基準	・タイムラインの作成が必要	・河川管理者等の関係機関と協同してタイムラインの作成やブラッシュアップが必要。	・避難勧告等の発令に対して、明確な発令基準が定められていないため、マニュアルの見直しが必要。	・避難勧告等の発令に対して、明確な発令基準が定められていないため、発令のタイミングが不明。	・避難勧告等の発令に対して、明確な発令基準(水位、降雨、気象状況など)が定められていない。 ・河川管理者等の関係機関と協同してタイムラインの作成やブラッシュアップが必要。	・青森県河川砂防情報システムや現場確認により、発令等を行っているが、急激な豪雨等で河川増水がある場合、リアルタイムにより情報を取得できると早めの発令判断等に活かせる。	・避難勧告等の発令に対して、明確な発令基準(水位、降雨、気象状況など)が定められていない。	防災担当者や住民に対する新しい情報の更なる理解促進に努める。	避難勧告等の発令基準が未策定の市町村がある。	
避難場所・避難経路	市民一人ひとりが避難経路を確認していただくことが必要	・ハザードマップ等の再周知 ・大規模氾濫など広範囲の浸水時には隣接する市町村間の広域避難計画の策定や住民への周知が必要。		・避難経路については、確実に安全な経路を特定できないため、公表は難しい。	・大規模氾濫など広範囲の浸水時には隣接する市町村間の広域避難計画の策定や住民への周知が必要。	なし	ハザードマップ等を作成し町民へ周知が必要。		指定避難所・指定緊急避難場所を未指定の市町村がある。	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 ・12河川(堤川、駒込川ほか)において、今後5年間を目標に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成公表。
住民等への情報伝達の体制や方法		・災害情報を発表・公表しているが適切な行動へ結びついていない。 ・理解しやすい情報提供が必要。 ・WEBによる情報発信を行っているが利用者が限定されている。	・防災行政無線の老朽化が著しいため、更新が必要。		・災害情報を発表・公表しているが適切な行動へ結びついていない。 ・理解しやすい情報提供が必要。 ・エリアメールや情報発信メール、WEBによる情報発信を行っているが利用者が限定されている。	左記による伝達を行っているが、一軒一軒声がけすることもある。		・要配慮者施設等に対する情報伝達の方法 ・災害時における防災HPと県HPの連携	・水位情報、河川監視カメラ映像の情報をリアルタイムで公開 ・洪水お知らせメールにより水位などの情報発信	
避難誘導體制	・住民の避難行動に関する意識改善が必要。 ・水害時の職員、消防団員、河川管理者等、関係機関の連携が必要。	・発災時に地域住民が的確な行動をとることができるように避難の心得等の周知徹底を図る必要がある。 ・職員、水防団員等の役割を明確にしておく必要がある。	・要配慮者利用施設との避難訓練の実施が必要。	・職員、消防団員等の役割を明確にしておく必要がある。	・発災時に地域住民が的確な行動をとることができるように避難の心得等の周知徹底を図る必要がある。 ・職員、消防団員等の役割を明確にしておく必要がある。	水害に対する職員、水防団等の意識を啓発し、役割等を明確にしておく必要がある。	・発災時に地域住民が的確な行動をとることができるように避難の心得等の周知徹底を図る必要がある。	防災教育を気象台職員だけで取り組んでいく事は難しい。避難勧告・避難指示(緊急)が発令されても避難しようとする住民が大勢居る現状を、年に数回の出前講座だけで解決出来るとは考えられない。協議会の取り組みの中で、学校の教員や企業に対してどうしたら避難していただけるのか話し合いをもてれば良いと考える。		

② 水防に関する事項

項目	青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村	野辺地町	横浜町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
河川水位等に係る情報提供	・水位計が少ない河川が多い。 ・優先的に水防活動を行う箇所の特定・共有が難しい。	・優先的に水防活動を行う箇所の特定・共有が難しい。			・河川に水位計がない。 ・優先的に水防活動を行う箇所の特定・共有が難しい。	・水位計のない準用河川への対応。 ・準用河川の氾濫が、多いため、家屋等への被害も多い。				・河川管理者が基準水位観測所の水位により水防警報を発表。
河川の巡視区間	・水防活動対象箇所が多すぎて対応しきれないことが懸念される。 ・職員が水防に関する専門的な知見や技術を習得する機会が少なく、河川巡視職員数が不足。	・発災時に水防団が活動出来ない可能性がある。 ・水防活動対象箇所が多すぎて対応しきれないことが懸念される。 ・水防団の専門的な知見や技術を習得する機会が少ない。			・発災時に水防団が活動出来ない可能性がある。 ・水防活動対象箇所が多すぎて対応しきれないことが懸念される。 ・水防団の専門的な知見や技術を習得する機会が少ない。 ・水防団員の高齢化が進み団員が集まらない。	なし	・町外で働いている人の対応。 ・団員の高齢化が進み団員が集まらない。			・重要水防箇所を公表し重点的に巡視。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。
水防資機材の整備状況	・老朽化により準備した資機材が非常時に使用出来ない可能性がある。 ・大規模な氾濫が予想される場合、資機材の調達に時間を要する。	・資機材の老朽化により非常時に使用出来ない可能性がある。 ・防災倉庫が少ない、狭い。	防災倉庫がない。		・資機材の老朽化により非常時に使用出来ない可能性がある。 ・防災倉庫が少ない、狭い。	・大規模の場合、土のう対応が間に合わない。	・資機材のストックや種類不足			・各地域整備部毎等に水防資機材を備蓄。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応		・耐水性の確保が出来ていない。			・非常用電源、耐水性の確保が出来ていない。	非常用電源は、耐水性の確保がされていない。				

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村	野辺地町	横浜町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水資器材等の調達に時間と費用を要する。	・民間の土木業者頼みになってしまっている部分がある。			特になし	なし				・排水施設の配備はなし。 ・管理委託業者へ依頼し排水作業を実施。